

春日部市行政組織条例の一部を改正する条例

春日部市行政組織条例（平成19年条例第54号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号の表示及びそれに対応する改正後の欄の号の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の号を当該改正後の欄の号とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の項又は号に対応する改正後の欄の項又は号が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の項又は号を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の号に対応する改正前の欄の号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の号を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、次に掲げる<u>室及び部</u>を設けるものとする。</p> <p>(1) <u>市長公室</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>財務部</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>市民生活部</u></p> <p>(6) <u>福祉部</u></p> <p>(7) <u>健康保険部</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 <u>前条</u>に規定する<u>室及び部</u>の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>市長公室</u></p> <p>ア 秘書に関すること。</p> <p>イ 災害対策及び国民保護に関すること。</p> <p>(2) <u>総合政策部</u></p> <p>イ <u>広報及び都市イメージの向上</u>に関すること。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、次に掲げる<u>部</u>を設けるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>市民部</u></p> <p>(4) <u>福祉健康部</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 前項に規定する部のほかに、次の室を置く。</p> <p>(1) <u>秘書室</u></p> <p>(2) <u>広報広聴室</u></p> <p>(3) <u>危機管理防災室</u></p> <p>(4) <u>工事検査室</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 <u>前条第1項</u>に規定する<u>部</u>の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総合政策部</u></p> <p>イ <u>行政経営</u>に関すること。</p>

ウ 高度情報化、電子計算及び統計に関する
こと。

エ 行政改革の推進に関すること。

(3) 財務部

ア 財政に関すること。

イ 工事の検査に関すること。

ウ 税及び保険料に関すること。

(4) (略)

(5) 市民生活部

ウ 市民相談、情報公開及び広聴に関する
こと。

(6) 福祉部

エ 高齢者福祉に関すること。

(7) 健康保険部

ア 健康に関すること。

イ 介護保険に関すること。

ウ 国民健康保険及び後期高齢者医療に関
すること。

(8) 環境経済部

ア 地球温暖化対策及び環境保全に関する
こと。

イ 廃棄物の処理及び資源循環への取組に関
すること。

(9) (略)

(10) 都市整備部

イ 区画整理及び土地利用に関すること。

ウ 鉄道高架及び中心市街地整備に関する
こと。

エ 開発調整に関すること。

ウ 高度情報化及び電子計算に関すること。

エ 財政に関すること。

オ 税及び保険料に関すること。

(2) (略)

(3) 市民部

ウ 市民相談、情報公開及び統計に関する
こと。

(4) 福祉健康部

エ 健康に関すること。

オ 高齢者福祉及び介護保険に関すること。

カ 国民健康保険及び後期高齢者医療に関
すること。

(5) 環境経済部

ア 環境保全及び環境衛生に関すること。

イ 廃棄物の処理、減量化及び資源化に関
すること。

(6) (略)

(7) 都市整備部

イ 鉄道高架、中心市街地整備及び地域振興
ふれあい拠点施設に関すること。

ウ 区画整理に関すること。

エ 開発指導に関すること。

カ 土地利用に関すること。

2 前条第2項に規定する室の事務分掌は、次の
とおりとする。

(1) 秘書室

ア 秘書に関すること。

(2) 広報広聴室

ア 広報及び広聴に関すること。

(3) 危機管理防災室

ア 災害対策及び国民保護に関すること。

(4) 工事検査室

ア 工事の検査に関すること。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。